

安全安心情報放送の開始について

市では現在、地域情報化基盤整備事業の音声放送端末機設置工事を順次進めています。大雨や台風シーズンを迎え、この音声放送端末機を活用して安全安心に関する情報の放送(音声放送)を開始しました。なお、地域情報化基盤整備事業の音声放送端末機の設置が完了していないご家庭への放送は次のとおりです。

●甲南地域防災行政無線

地域情報化基盤整備事業の音声放送端末機と同様の放送を行います。

●旧甲賀郡有線放送・旧信楽町有線放送

Jアラート(全国瞬時警報システム)と連動している情報以外の放送を行います。



■放送開始日／平成25年6月20日(木)から

■放送内容(安全安心情報)

○緊急情報(音声放送端末から最大音量で放送するとともに屋外スピーカーからも放送)

| 種別 | 情報の分類 |
|----------------------|---|
| 地震に関する情報 | <u>緊急地震速報(想定震度4以上)、震度情報(震度4以上)</u> |
| 国民保護に関する情報 | <u>ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、航空攻撃情報、弾道ミサイル情報、大規模テロ情報</u> |
| 避難準備・避難勧告・避難指示に関する情報 | 避難準備・避難勧告・避難指示 |
| 気象に関する情報 | <u>特別警報</u> |
| 大規模事故に関する情報 | 放射性物質事故情報 |
| その他 | その他緊急にお伝えすべき情報 |

※下線の情報についてはJアラートと連動

○注意情報(音声放送端末から通常の音量で放送)

| 種別 | 情報の分類 |
|-----------------|---|
| 気象に関する情報 | <u>大雨警報、洪水警報、暴風雨警報、大雪警報、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報、台風に関する情報</u> |
| 健康危機に関する情報 | 季節性インフルエンザ警報、新型インフルエンザ情報、鳥インフルエンザ情報、食中毒注意報・警報(ノロウイルス等) ほか |
| 行方不明者情報提供に関する情報 | 警察、区から要請のあった行方不明者の情報提供に関する情報 |
| 環境に関する情報 | 光化学スモッグ注意報、光化学スモッグ警報、PM2.5(微小粒子状物質)に関する情報 ほか |
| 電力に関する情報 | 電力需給ひっ迫に関する情報 |
| 危険鳥獣に関する情報 | 危険鳥獣に関する情報 |
| 不審者に関する情報 | 不審者に関する情報、その他防犯に関する情報(振り込め詐欺等) |
| 事故に関する情報 | 水道断水事故情報、油流出事故情報 |
| 小中学校等に関する情報 | 気象状況に伴う休校・下校時刻変更等の情報 |
| その他 | 市民生活に影響がある突発的なコミュニティバス等の運行情報、道路規制情報 ほか |

※下線の情報についてはJアラートと連動

問い合わせ 危機管理課 ☎65-0665 / ☎63-4619 広報課 ☎65-0675 / ☎63-4619

参議院議員通常選挙

《投票日》7月21日(日)予定 午前7時～午後8時

参議院議員通常選挙が7月21日に執行される予定です。

選挙は私たち有権者の代表を選ぶ機会、すなわち私たちが政治に参加する大切な機会です。あなたの一票が、今後のまちづくりを進める大切な票になります。安易に棄権することなく貴重な一票を生かしましょう。

投票できる方は

投票日現在、年齢20歳以上の日本国民で、3か月以上甲賀市に住民登録している方になります。

【住所】平成25年4月3日以前から引き続き市内に住民登録し居住している方

【年齢】平成5年7月22日以前に生まれた方

注：期日前投票の期間中に20歳になられる方で、20歳になられるまでの間に投票される場合は、期日前投票ではなく不在者投票になりますのでご注意ください。



当日投票に行けない方は 期日前投票を

下記のとおり期日前投票を行いますので、投票日当日、業務や旅行などで投票に行けない方は、ご利用ください。(事前に宣誓書を記入していただきます。)

【期間】7月5日(金)から7月20日(土)まで
【時間】午前8時30分から午後8時まで
【場所】市役所水口庁舎3階第233会議室

水口庁舎以外の 期日前投票所

《期間》

7月13日(土)から7月20日(土)まで

《時間》

午前8時30分から午後8時まで

《場所》

- 市役所甲南庁舎 1階 ミーティングスペース
- 市役所土山地域市民センター 1階 玄関横スペース
- 市役所甲賀大原地域市民センター 1階 第233相談室
- 市役所信楽地域市民センター 1階 事務室

日程は異なりますが、どの期日前投票所でも投票することができます。お手元に届いていれば、入場整理券をご持参ください。投票の際に持参すれば便利です。ただし、入場整理券は棄権防止投票所での整理等のため発行しているものですので、ご持参いただかなくても投票はできます。



インターネット選挙運動の解禁について

インターネット等の普及により、選挙運動期間における、候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加促進等を図るため、平成25年4月19日に「インターネット選挙運動の解禁に係る公職選挙法の一部を改正する」法律が成立し、5月26日から施行されることとなりました。

これにより、インターネットを利用した選挙運動を行うことができますようになります。(改正後も事前運動や未成年者の選挙運動は禁止されています。)

今回の参議院議員通常選挙から適用され、以後国政選挙だけでなく地方選挙にも適用となります。また、今回の改正はインターネットを利用した選挙運動ができることとなったもので、インターネットを利用した選挙の投票のことではありませんのでご注意ください。

※ネット選挙についての詳細は総務省ホームページをご覧ください。

【総務省HP】
<http://www.soumu.go.jp/>

問い合わせ 選挙管理委員会
☎65-0667 / ☎63-4561